

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

宮古市「鮭の川 よみがえる水 永遠（とこしえ）に」再生計画

2. 地域再生計画の策定主体の名称

宮古市

3. 地域再生計画の区域

宮古市の全域

4. 地域再生計画の目標

宮古市は岩手県の東端ほぼ中央、本州では最東端に位置し、平成17年6月の市町村合併により、人口60,901人（平成18年4月1日現在）、面積696.82平方キロメートルとなった。東は太平洋に面し、その海岸線はリアス式海岸の壮大な景観が広がり、北、西、南は北上山地より連なる緑豊かな山々（亀ヶ森、峠ノ神山、十二神山）に囲まれ、それらを源流とした溪流の美しい神田川、刈屋川や鮭の産卵・回帰が本州一の津軽石川、また、市の中央には霊峰として名高い早池峰山や兜明神などの山々から流れる二級河川の閉伊川があり、恵まれた自然環境にある。

気候は、夏季にヤマセの影響を受けやすいものの冬季は比較的温暖で積雪が少ない地域であり、川沿いに耕地が、河口付近には市街地が拓け、また山間地及び海岸沿いには集落も数多く点在する地域である。

東に広がる太平洋は、その景観の美しさもさることながら、当市の基幹産業である漁業、特に鮭をはじめとする増養殖漁業及び採介藻漁業の源となっている。

また、このほど環境省から快適な「日本快水浴場百選」に浄土ヶ浜海岸、女遊戸海岸、真崎海岸が選ばれ、中でも浄土ヶ浜海水浴場は特選に選ばれており、「鮭の川 よみがえる水 永遠に」をテーマに美しく豊かな自然と市民が共生できるまちづくりを進めている。

しかしながら、近年、生活様式が変化するに伴って、未処理の生活雑排水の流入による河川や海の汚染が徐々に目立つようになってきており、その影響で基幹産業である水産業においても、漁業生産量の減少等の様々な影響が出てきている。

このことから、生活排水処理のため市街地では昭和63年度から公共下水道、平成12年度から特定環境保全公共下水道を、更に集居集落部においては平成14年度から漁業集落排水事業、平成15年度から農業集落排水事業を実施しており、浄化槽事業においても平成5年度から個人設置型で実施している。

岩手県では、平成22年度までに「汚水処理人口普及率80%達成」を目標に掲げていることから、当市もその目標に最大限近づけるように、現在整備中の公共下水道に加え、平成19年度からこれまで実施していた個人設置型浄化槽事業を市町村設置型浄化槽事業に移行して汚水処理施設整備を尚一層推進することにより、自然魚が遡上し、水鳥が飛来する自然で安心して子ども達が遊べる環境を創出・維持し、更に農

業・漁業振興及び観光産業の活性化を図る。

また、美しく豊かな自然の再生及び次世代への継承は心豊かなひとを育み、市民全体に連帯と郷土愛の心が醸成されることにより、快適な生活環境づくりとの相乗効果による地域再生を目指す。

(目標1)

污水处理施設の整備促進を図る。

(污水处理人口普及率を64.5%から72.6%に向上する。)

(目標2)

公共水域の水質改善・維持を図る。(環境省基準の目標値)

現状値は基準以下ですが、数値目標は全観測点及び通年目標値とする。

mg/リットル	現状値(H17)	目標値(H23)
宮古湾のCOD (観測点の平均)	宮古湾 1.7	1.5(全観測点、全測定時)
	田老湾 1.7	1.5(全観測点、全測定時)
主要河川BOD (観測点の平均)	閉伊川 0.5	0.5(全観測点、全測定時)
	神田川 0.5	0.5(全観測点、全測定時)
	刈屋川 0.6	0.5(全観測点、全測定時)
	山口川 0.8	0.5(全観測点、全測定時)

(目標3)

環境イベント参加者等の増加を図る。

(海岸、河川清掃及び植樹等の参加者を1,760人から2,100人に増加する。)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

公共下水道の宮古処理区は全体計画1,166.4haのうち平成17年3月8日付けで982.0haの事業変更認可を得て、現在約77%の管渠が整備されている。

今後は残工事のうち磯鷄・河南・八木沢の一部の地区の管渠工事について、污水处理施設整備交付金を活用して事業を推進する。

浄化槽事業は平成5年度から個人設置型を導入しているが、平成19年度からは市町村設置型に移行し、今後10年間で1,500基の設置を目標に浄化槽事業を推進する。

より円滑な事業推進のため、今回公共下水道等集合処理区域外の全域について污水处理施設整備交付金を活用して事業を計画する。

その他事業として、「閉伊川水系環境と漁場環境の維持保全」、地域住民、自然愛護少年団等による「水環境の保全」活動を展開する。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・平成17年3月に事業変更認可

[事業主体]

- ・いずれも宮古市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（市町村設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道
宮古市・宮古処理区(磯鶏二丁目、三丁目の一部、河南一丁目及び八木沢の一部区域)
- ・浄化槽（市町村設置型）
宮古市全域（ただし、公共下水道区域、農業集落排水区域及び漁業集落排水区域を除く）

[事業期間]

公共下水道	平成19年度～平成22年度
浄化槽（市町村設置型）	平成19年度～平成23年度

[整備量]

- ・公共下水道
（単独事業）

200	L=2,300m
150	L=2,200m
- ・浄化槽（市町村設置型） 750基

なお、各施設による新設の処理人口は下記のとおり。

公共下水道	磯鶏二丁目、三丁目の一部、河南一丁目及び八木沢の一部区域で	594人
浄化槽	市内、集合処理区域以外全域で	2,250人

[事業費]

公共下水道	事業費	140,000千円（うち、交付金 70,000千円）
	単独事業費	110,000千円
浄化槽 （市町村設置型）	事業費	833,775千円（うち、交付金277,925千円）
合計	事業費	973,775千円（うち、交付金347,925千円）
	単独事業費	110,000千円

5 - 3 その他の事業

(1) 閉伊川水系環境と漁場環境の維持保全

宮古市「森と川と海をつなぐ」環境保全事業

閉伊川の源流付近である公有林に広葉樹の植樹を行う。

宮古港清掃協議会等による活動

漁場環境を健全に維持するため、港内及び海岸域並びに河川流域の集

積ゴミの回収撤去作業を行う。

(2) 水環境の保全

水道水源保護条例に伴う活動

水源保護標語募集、チラシ配布等の啓発活動を行う。

閉伊川釣り大会参加者による河川清掃作業を行う。

緑化推進委員会の活動

市内の各自然愛護少年団による河川及び海岸清掃作業を行う。

地区住民による河川清掃

市内の住宅密集地区を流れている山口川の清掃を毎年「市と地域住民総参加」により実施する。

6. 計画期間

平成 1 9 年度から平成 2 3 年度まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、市により 4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

必要に応じて事業の見直しを図る。

8. 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし